



## 食品の安全・安心の確保

### サービス・ツーリズム産業の健全な発展にむけて

サービス連合では、2013年に発生した食品表示問題の再発を防止するため、問題を風化させない取り組みとして、「ホテルの日」（11月20日）がある11月をメニュー表示適正強化月間と定め、適正なメニュー表示の点検活動を労使で継続しておこなっています。

食の安全・安心の確保のため、企業にはコンプライアンスの徹底が求められます。消費者から、食の安全・安心に対する信頼を失うことは、私たちの産業で働くものにとって、企業や産業基盤と同時に雇用や生活の安定をも奪いかねない問題です。労働組合は消費者と働くものの安全・安心を守るため、企業に対するチェック機能を果たすよう、取り組む必要があります。

食の安全とは、「意図された方法で、作ったり、食べたりした場合に、その食品が食べた人に危害を与えないという保証」とされています。

食の安全を守る為には、食中毒防止や食品表示、メニュー表示、アレルギー対応など、注意すべき項目は多岐にわたります。また、体質、体力など、人によって危険が増大する場合があります。「絶対安全な食品」は存在しないといえます。

食品安全に関する法令は、食品表示法や食品衛生法にとどまらず多岐にわたり、所轄の省庁も複数に及んでいます。企業には高い安全性とコンプライアンスが求められます。今回は、飲食を提供する際に関わる主な法令と近年の法改正などについて、紹介します。



### 「食品表示法」

食品表示法は原材料や原産地、アレルギーや消費期限等の表示事項を法律で義務付けています。

メニュー等は食品表示法の直接の規制対象ではないとされていますが、食品表示法に基づく表示を十分に理解して、食品を使用することが重要です。

#### 「食品表示法に基づく新基準 2020年4月1日に完全施行」

2015年に施行された食品表示法に基づく新基準への経過措置期間が終了し、2020年4月1日に完全施行されました。これにより原則的に、食品関連事業者に全ての一般用加工食品などへの栄養成分表示を義務付け、個別の原材料や添加物にはアレルギーの表示が必要になりました。

## 「食品衛生法」

食品汚染や食中毒などを防止し食品の安全性を確保するための法律です。

2018年、食品衛生法等の改正内容の一部として、製造・加工、調理、販売等をおこなう全ての食品事業者を対象に、2020年6月から、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務化されました。1年の猶予期間後である、2021年6月に完全施行されます。義務化によって、対象となる事業者は衛生管理計画の作成・実行や確認などが求められます。



### 「HACCP（ハサップ）」とは

HACCPは製品への危険物質の混入に対し、作業過程を整理・分析・管理することでそのリスクを減らす手法であり、WHO（世界保健機関）とFAO（国連食糧農業機関）が合同で運営している食品規格委員会によって、国際的に認められているものです。

## HACCPに沿った衛生管理の制度化

食品等事業者は業種やその規模に応じて「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかの衛生管理を実施する必要があります。共通する実施手順は以下のとおりです。

- ① 「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底を図る
- ② 必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成する
- ③ 衛生管理の実施状況を記録し、保存する
- ④ 衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に（及び工程に 変更が生じた際等に）検証し（振り返り）、必要に応じて内容を見直す

## 「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

景品表示法は、特定の表示を義務付ける法律ではなく、禁止事項を定めた法律です。表示から受ける一般消費者の印象・認識を基準として、一般消費者の自主的・合理的な選択を阻害するおそれのある表示を不当な表示として禁止しています。禁止される不当表示の種類は、「優良誤認表示」「有利誤認表示」「その他誤認されるおそれのある表示」の3つがあります。

違反等のチェックは個別、かつ具体的に判断します。景品表示法に違反するかどうかは、メニュー等における料理名だけでなく、そのほかの文言、写真等表示媒体としてのメニュー等全体から一般消費者が受ける印象・認識を基準に判断します。この場合、その料理等が提供される飲食店等の種類や料理等の価格の高低等の事情も考慮して、一般消費者がどのような印象・認識を抱くかを個別事案ごとに判断することとなります。

### 「景品表示法の改正」

2014年12月に景品表示法が一部改正施行され、行政の監視体制が強化されました。また、事業者には消費者庁から「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」が示され、景品表示法の考え方を従業員に周知、啓発すること、表示に関する事項を管理するための担当者または担当部門を定めることなどが示され、管理上必要な措置を講じることが義務付けられました。さらに2016年4月1日からは課徴金制度の運用が開始されました。